

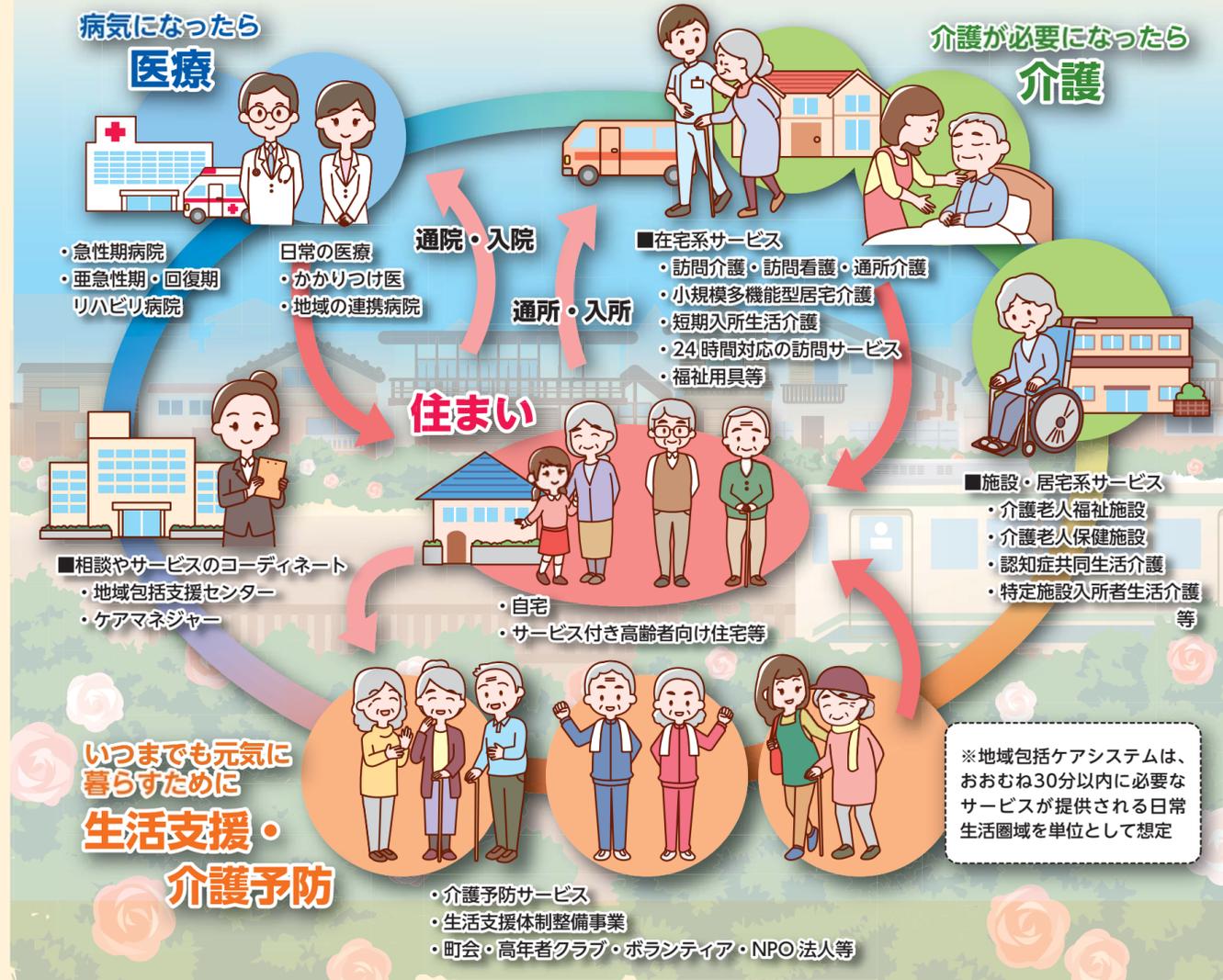
第7期荒川区高齢者プランの基本方針と重点事業

区では、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できる社会の実現に向けて、区の強みである地域の絆を活かして、右図のようなさまざまなサービスがネットワークを結ぶ取り組みを行っています。

今後とも、「地域包括ケアシステム」を深化させ、必要な時に必要なサービスを組み合わせ活用できるよう、常に新たなニーズに対応する地域資源を発掘・整理し、ニーズに合わせたサービスの提供を行うとともに、ネットワークがさらに強固なものになるよう地域包括支援センターを充実させ、介護予防事業の強化や地縁を活かした生活支援の体制を構築します。

「地域包括ケアシステム」を構成する5本柱に沿った形で組み換えた基本方針及び重点事業は、次のとおりです。

区が目指す地域包括ケアシステムの姿



基本方針1 高齢者の社会参加の促進と生活支援の推進

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味、地域におけるサークル・団体活動等、高齢者一人ひとりが自ら希望する形で、生きがいを実感しながら、充実した生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を促進します。

また、高齢者が自立した在宅生活を送れるよう、ニーズを的確に捉えたサービスを提供します。

- **荒川コミュニティカレッジ**
地域づくりの多様な学びの機会を提供します。
- **ふれあい絆・活サロン補助事業**
住民主体で運営しているサロンの運営費を助成します。
- **高齢者みまもりネットワーク事業**
高齢者みまもりステーションを拠点として、各関係機関と連携し、生活実態の把握および安否確認等を行い、高齢者の生活を見守り・支援します。
- **生活支援体制整備事業**
多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた、コーディネーター業務を行う生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の発掘やネットワーク構築を行います。

基本方針2 介護予防と重症化予防の推進

区民の方が心身機能の維持・改善等のために自ら介護予防活動に取り組むことができるよう支援します。

認知症に対する区民の理解を促進し、早期発見・早期診断・早期治療を通して、予防や症状が軽いうちに進行を遅らせるよう取り組み、今後の生活の備えをすること等により、在宅生活を続けることができる体制を整備します。

- **健康推進リーダー養成**
介護予防事業等の運営を担うリーダー養成講座を実施します。活動中のリーダーを支援するため、フォローアップ研修や交流会を開催します。
- **荒川ころばん・せらばん・あらみん体操**
各種体操を通じ、地域との交流を図りながら活動できる環境づくりを進めるため、区民の自主活動を支援していくとともに、簡易版ころばん体操（あらみん体操）の普及と啓発を図ります。

- **認知症に関する普及啓発**
認知症サポーター養成講座等、多くの区民に認知症を正しく理解してもらえるよう、知識の普及を図ります。認知症の方や介護する家族等の孤立防止のため、情報交換や学習の場となる認知症カフェづくり等を進めます。
- **介護予防・日常生活支援サービス事業**
要支援者やチェックリストにより該当となったサービス事業対象者に対して、訪問介護や通所介護をはじめ、機能向上のための短期集中型サービス等により、生活機能の維持・向上、低栄養の予防、口腔保健の向上、社会参加等を推進していきます。



基本方針3 介護サービスの充実

要介護・要支援認定者が、自立した生活を続けていくために必要な支援を受けることができるよう、介護保険制度を適切に運営していくとともに、地域密着型サービスの整備計画の推進や介護サービス事業者に対する研修の実施等、介護サービスをさらに充実させます。

- **地域密着型サービス事業所の整備促進**
地域の特性を踏まえた地域密着型サービスを整備します。
- **ケアマネジメントの適正化**
実地指導やケアプラン点検事業等を実施し、高齢者の自立支援に向けた適切なケアマネジメントを促進します。
- **地域ケア会議**
地域包括支援センターが毎月開催する圏域会議では、専門職を交えて個別ケースの検討を行い、ケアプランの標準化・質の向上及び適正化を図ります。中央会議では、地域課題の整理・施策の検討を行い、地域の実情に応じたサービス提供体制を強化します。

基本方針4 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、引き続き民間問力を活用する等して、多様な住まいの確保を図ります。また、住み慣れた住宅における日常生活の質の確保を図るための支援を行います。

- **高齢者向け住宅施設整備について**
在宅サービスの支援に万全を期すことに加えて、終の住みかとしての住まいの確保に努めていきます。併せて、高齢者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療や介護、福祉、権利擁護等の高齢者支援に携わる機関が連携し、必要な時に必要な社会資源を活用できる環境と地域で支える仕組みをつくるとともに、在宅生活を支えるケアの質の向上と標準化を目指します。

- **医療と福祉の連携推進事業**
在宅療養連携推進会議や医療連携会議を開催し、在宅療養を支援する医療と介護の関係者が、現状の課題や目指すべき姿などの情報共有を図るとともに、顔の見える関係性の構築を推進します。また、情報共有ツールとして関係機関名簿等を作成・更新します。
- **地域包括支援センター事業**
地域の高齢者にとって身近な相談支援窓口として、高齢者や家族等からの相談に総合的に対応します。介護予防のためのケアマネジメントや地域ケア会議を通じて、地域の居宅介護支援専門員からの相談に応じ、その活動を支援します。
- **高齢者虐待対策事業**
高齢者虐待を早期に発見し、深刻な状況になる前に適切な支援を実施できるよう体制を強化します。

第7期プランの推進に向けて

在宅生活を取り巻く国の動向や社会情勢等の変化を見極めながら、施策体系に表しきれない事業等も着実に実施し、第7期プランを推進します。

【主な事項】

- ① **地域共生社会への取り組み**
地域の住民をはじめ多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、高齢化を乗り越える社会モデルに取り組みます。
- ② **在宅生活を支える安全・安心のためのセーフティネット**
高齢者が不安を抱えることなく安全・安心で快適に暮らせるよう、地域の方々や関係機関との連携を強め、安全・安心を確保します。
- ③ **介護離職問題等**
要介護者に適切な介護サービスを提供するだけでなく、介護をする人に対しても支援が必要です。今後も、本人や介護者の負担の軽減につながる取り組みを継続します。

第7期介護保険事業計画

荒川区高齢者プランは、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして、3年に1度改定するものです。

第7期介護保険事業計画では、国の指針や制度改正の影響、近年の区の給付実績等を踏まえて必要なサービス量や給付費（サービス利用料等の総額）等を推計し、平成30年度～平成32年度の介護保険料等を定めます。

保険料算定の基礎となる給付費は、直近3年では緩やかな増加傾向にあります。また、要介護認定率や平均要介護度は、国や都と同程度で推移しています。

区では今後、こうした傾向や制度改正等の影響を見極めながら、第7期介護保険事業計画を作成し、保険料を算出していきます。

